

主な事業

～町の施策を探る～

厳しい財政運営が叫ばれるなか、平成20年度予定されています主なものを取り上げ、事業などの概要についてお知らせします。

町長等の給料 議長等の報酬

を減額

本町は、厳しい雇用、経済情勢であることや行財政改革の推進が急務であることから、引き続き町長10%、副町長5%、教育長3%の給料が減額されます。

議長5%、副議長及び議員3%の報酬の減額を行います。
期間は、平成20年4月1日から1年間です。
町長等の給料で総額189万円、議長等の報酬で総額251万円の減額になります。

公民会無線放送施設整備 補助金 3000万円

有線放送の場合は、高齢化等により施設の管理が困難なことや台風等線が切断すると情報伝達が出来なくなることから、町では平成18年度から重点的に無線放送施設整備に対する補助金を交付しています。



無線放送の戸別受信機

特別支援教育支援員を配置

361万円

学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症など特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学級や、正常な運営が困難な学級に一定期間特別支援教育支援員を配置します。

平成20年度は、支援員4名体制で、支援が必要な5校に配置されます。

特定健康診査・特定保健指導

2518万円

平成20年4月から国民健康保険事業として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・解消に着目した「特定健康診査・特定保健指導」が実施されます。

40歳から74歳までの被保険者が対象となります。健診でメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見し、対象者には、生活習慣の改善等の保健指導が行われます。

特定健康診査事業に重点を置いた審査体制に移行したことにより、人間ドックの経費は減額されます。

健診の受診率が低いと医療保険者の努力不足といふことで、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）への支援金が加算されることになり、将来的に被保険者の皆さんの負担する保険税の引き上げにつながります。



集団健診のようす